

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条及び第 115 条の 10 に基づき、
介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 2 及び第 140
条の 23 に掲げる事項について、下記のとおり告示する。

平成 25 年 12 月 24 日

札幌市長 上田 文雄

記

事業者名称	株式会社アヴニール
事業所名称	ヘルパーステーション裕
事業所所在地	札幌市西区琴似 1 条 3 丁目 3 番 12 号
行政処分の内容及び期間	指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの新規利用者への提供に対する指定の効力の 1 か月間の停止 平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日
サービスの種類	訪問介護・介護予防訪問介護